

大阪市立大学法科大学院年次報告書  
【平成 20 年度適格認定】

平成 24 年 6 月

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻

## 1. 法科大学院の概要

### (1) 設置者

公立大学法人大阪市立大学
--------------

### (2) 教育上の基本組織

大学・研究科・専攻名称	大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻
開設年度	平成16年度
入学定員	60名
標準修業年限	3年
修了要件単位数	94単位

### (3) 所在地

大阪府大阪市
--------

(注) 法科大学院(研究科・専攻)の所在地とし、都道府県、市町村名まで記入してください。(郡の場合は町名まで、東京特別区の場合は区名まで記入してください。)

### (4) 教育の理念・目的、養成する法曹像

教育の理念・目的	<p>大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻(以下、本法科大学院という)は、大都市大阪市の市域に設置される唯一の法科大学院として、大都市であるがゆえに発生する様々な法的問題に即応できる高度な法的能力を備えた、真のプロフェッションとしての法曹の養成を目指す。真のプロフェッションと呼びうるためには、まず第1に、新たな法的問題に果敢にチャレンジする精神と、法曹実務の世界においてリーダーシップを発揮し、法実務の発展を担っていこうとする意欲とを有していなければならない。第2に、実定法の技術的な解釈に終始することなく、基礎法科目や外国法科目、隣接科目、展開・先端科目などについての深い学識に基づいて、現にある法を相対化し、批判的に検討することのできる高度の能力を備えていなければならない。そして第3に、人間という存在への深い関心と紛争当事者の苦悩を真摯に受け止めることのできる豊かな人間性を備え、そのうえで、法曹としての社会的責任を十分に自覚し、公益的業務に積極的に取り組む意欲を有していなければならない。本法科大学院は、大都市という環境の中で、こうした意味での真のプロフェッションとしての法曹の養成を目指す。</p>
養成する法曹像	<p>大都市において発生する法的問題は、大都市を主たる活動拠点とする企業の経済活動にかかわる問題、様々な社会的弱者を含む、大都市に住まう市民の日常生活にかかわる問題、そして、大都市が経済及び社会のグローバル化の最先端に位置することに伴う国際的な問題に大別される。本法科大学院は、上記の理念及び目的を踏まえたうえで、これら3つの法的問題領域を念頭に置き、以下のような3つのタイプの高度の専門性を備えた法</p>

	<p>曹の養成を目指す。</p> <p>第1は、複雑化しかつ多面化する企業の法的ニーズに十全に応えるとともに、その企業活動が法の枠を超えることのないような的確なアドバイスを提供することのできる、取引法、財産法、金融法、民事手続法、経済法、知的財産法等の諸分野についての深い造詣を有する法曹である。第2は、日本国憲法の人権擁護の精神を十分に内面化したうえで、市民の日常生活に深くかかわる取引法、財産法、金融法、家族法、民事手続法、刑事法、労働法等の諸分野に精通し、なおかつ、社会的弱者への深い理解と共感をもって、頼りがいのある法的アドバイザーとして依頼者に接するとともに、民事法律扶助事件、国選弁護事件、消費者被害の救済、外国人労働者の権利保護等の様々な分野で、公益的活動に積極的に取り組む法曹である。第3は、経済及び社会のグローバル化の進展に伴って多発している国際取引にかかわる紛争や外国人を当事者とする紛争に的確に対応することのできる、国際取引法、国際私法、国際人権法、外国法などについての深い造詣を有する法曹である。</p>
--	--

(注)「教育の理念・目的」欄には、各法科大学院が個別に定める理念、教育目的、目標として公表しているものを記入してください。

## 2. 教員組織

### (1) 教員数

区 分	専 任 教 員					兼任・ 兼任教員
	専	専・他	実・専	実・み	合 計	
教 授	7	2	1 (1)	2 (2)	12 (3)	27
准教授・ 講師・助教	2		( )	( )	2 ( )	

- (注) 1. 年次報告書提出年度の5月1日現在で記入してください。  
 2. 括弧内には、内数で法曹としての実務の経験を有する者の人数を記入してください。  
 3. 「専任教員」欄の「専」については法科大学院のみの専任教員数、「専・他」については法科大学院の専任であり、かつ他の学部・大学院（修士課程）の専任教員数、「実・専」については実務家専任教員数、「実・み」については実務家みなし専任教員（年間6単位以上の授業を担当し、かつ、法科大学院のカリキュラム編成等の運営に責任を有する者）数を記入してください。

### (2) 科目別の専任教員数

法 律 基 本 科 目							基 礎 法 律 実 務 科 目	隣 接 科 目 ・ 基 礎 法 学 ・	科 目 展 開 ・ 先 端
憲 法	行政法	民 法	商 法	民 事 訴訟法	刑 法	刑 事 訴訟法			
1	1	3	3	1	2	2	3	0	4

- (注) 1. 年次報告書提出年度の5月1日現在で記入してください。  
 2. 科目別に延べ人数で記入してください。

## 3. 学生数の状況

### (1) 収容定員及び在籍者数

区 分	人 数
収 容 定 員	180
在 籍 者 数	146 (38)
うち、法学未修者	88 (24)
うち、法学既修者	58 (14)

- (注) 1. 年次報告書提出年度の5月1日現在で記入してください。  
 2. 括弧内には、内数で女子学生の人数を記入してください。  
 3. 「収容定員」欄には、入学定員の3倍の数を記入してください。ただし、年次報告書提出年度を含む過去3年度以内に入学定員の変更があった場合は、3年間の入学定員の合計を記入してください。

(2) 入学定員及び入学者数

区 分	平成 24 年度	平成 23 年度	平成 22 年度
入 学 定 員	60	60	60
入 学 者 数	55 (14)	58 (9)	54 (17)
うち、法学未修者	27 (4)	28 (5)	27 (13)
うち、法学既修者	28 (10)	30 (4)	27 (4)
うち、他学部出身者 または社会人経験者	14 (6)	12 (1)	16 (6)
うち、他大学出身者	45 (11)	53 (9)	46 (15)
入学定員に占める 入学者数の率	0.91	0.96	0.90
入学者数に占める他学部出身者 または社会人経験者の率	0.25	0.20	0.29
入学者数に占める 他大学出身者の率	0.81	0.91	0.85

- (注) 1. 年次報告書提出年度を含む過去3年度について、各年度の5月1日現在で記入してください。
2. 括弧内には、内数で女子学生の人数を記入してください。
3. 「入学定員に占める入学者数の率」欄には、入学者数を入学定員で割った値、「入学者数に占める他学部出身者または社会人経験者の率」欄には、入学者のうち他学部出身者または社会人経験者に当たる者の人数（実数）を入学者数で割った値、「入学者数に占める他大学出身者の率」欄には、入学者のうち他大学出身者の人数を入学者数で割った値を記入してください。
4. 「入学定員に占める入学者数の率」、「入学者数に占める他学部出身者または社会人経験者の率」及び「入学者数に占める他大学出身者の率」欄については、小数点第3位を切り捨ててください。（例：入学定員が90人、入学者数が93人の場合には、 $93 \div 90 = 1.033 \dots \div \text{『}1.03\text{』}$ となります。）

4. 入学者選抜

(1) アドミッション・ポリシー

入学者にはまず、本法科大学院の厳しい教育に耐えうるだけの基礎的学力が求められる。すなわち、すべての入学者は、文章の正確な読解力、論理的な推論、分析、判断を的確に行うことのできる能力、そして、思考のプロセスと結果とを明確に表現する能力を備えていなければならない。さらに、2年短縮型の入学者は、本専攻の1年次に提供される法律基本科目のすべてについて、すでに基礎的な学識を有していなければならない。

そのような学力に加えて、本法科大学院は、「教育上の理念、目的」の項で掲げたように、すべての入学者に、人間という存在への深い関心、人の苦しみに共感しようとする姿勢、および、人々のため、そして社会のために、困難な仕事を遂行しようとする志を有していることを求める。本法科大学院は、新たな法的問題に果敢にチャレンジする精神を持ち、法曹実務の世界においてリーダーシップを発揮することのできる法曹や、紛争当事者の苦悩を受け止めることのできる豊かな人間性を備え、法曹倫理に富み、公益的業務にも奉仕する法曹の養成を目指す。本専攻における教育を通して、そうした法曹になる資質を備えた者であるかどうかは、まず入学の時点において、審査される。

さらに、本法科大学院は、学生層の多様性を確保することを重視する。人間という存在への深い関心や人の苦しみに共感しようとする姿勢は、それぞれに異なる経験を有する学生が、真摯に語り合い、

他者の経験を可能な限り共有する努力を共にすることを通して陶冶されると考えられるし、また、法を学ぶ場に多様な経験が持ち込まれることは、本法科大学院が目指すもう一つの目的である、現にある法を相対化し、批判的に検討することのできる高度の能力を有する法曹の養成にも資すると考えられるからである。

## (2) 入学者選抜方法

合格者の決定は、適性試験管理委員会が実施する法科大学院全国統一適性試験（以下、「適性試験」という。）の成績、本研究科が実施する第2次選抜試験の成績及び出願書類の内容を総合して行う。

### 【第1次選抜】

2年短縮型及び3年標準型それぞれの入学試験について、出願者数が募集人員の7倍程度を超えた場合に、適性試験の成績により2段階選抜を行い、第1次選抜合格者に第2次選抜試験を課す。

なお、適性試験における同点者が多数いる場合は、そのような者については、その他の提出書類に対する評価に基づいて選抜を行うこともある。

ただし、この第1次選抜において、適性試験の点数のみによったのでは、第2次選抜試験の受験を認められる者のうちで社会人及び他学部出身者の割合が3割に達しない場合には、入学者の多様性を確保するため、社会人に限り、適性試験の点数とともに、実務等の経験をも考慮して、第2次選抜試験の受験の可否を決定する。

### 【第2次選抜】

#### 3年標準型

小論文試験を行う。社会一般に関する題材についての論述式試験であり、一般的な論理的思考力・理論的な文章を書く能力を試すためのものである。

#### 2年短縮型

2日間にわたり法律科目試験を行う。試験科目は憲法、民法、刑事法（刑法、刑事訴訟法）、商法（会社法、商法総則）、民事訴訟法である。これら5科目すべてを受験した者が合否判定の対象となる。出題方式は論述式を基本とする。なお、解答に際して、何らかのかたちで法文を参照できるようにする。

(注) 入学者選抜の実施方法、選考上の考慮要素等について公開されているものを簡潔に記入してください。

## (3) 既修者の認定方法

法学既修者認定試験は、憲法、民法、刑事法（刑法、刑事訴訟法）、商法（会社法、商法総則）、民事訴訟法について論述式で実施されている。

法学既修者に対しては、1年間の在学期間の短縮を認め、30単位を修得したものとみなしている。この30単位については、1年次の必修科目である30単位（人権の基礎理論、統治の基本構造、民法Ⅰ（民事取引法の基礎①）、民法Ⅱ（民事取引法の基礎②）、民法Ⅲ（法定債権関係の基礎）、商法（企業組織法）、民事訴訟法Ⅰ（判決手続の基礎）、刑法Ⅰ（刑法総論）、刑法Ⅱ（刑法各論）、刑事訴訟法）に対応している。

(注) 既修者と認められた場合の在学期間の短縮、認定される単位数、及び法律科目試験の内容と認定される単位の分野の関係について、簡潔に記入してください。

5. 教育課程及び教育方法

(1) 開設する授業科目及び修了に必要な修得単位数

区 分		開 設 授 業 科 目 数 ・ 単 位 数				修了に必要な 修得単位数	
		必修科目	選択必修科目	選択科目	合 計		
法律 基本 科目	公法系科目	5 (10)	( )	2 (4)	7 (14)	10 単位	12 単位 (ただし法律基本 科目以外の科 目を4単位以上 含まなければなら ない)
	民事系科目	12 (32)	( )	4 (8)	16 (40)	32 単位	
	刑事系科目	5 (12)	( )	2 (4)	7 (16)	12 単位	
	法律実務 基礎科目	3 (6)	6 (12)	( )	9 (18)	10 単位	
	基礎法学・ 隣接科目	( )	6 (12)	( )	6 (12)	4 単位	
	展開・先端科目	( )	26 (54)	( )	26 (54)	14 単位	
合 計		25 (60)	38 (78)	8 (16)	71 (154)	94 単位	

- (注) 1. 年次報告書提出年度の5月1日現在で、最新のカリキュラムについて記入してください。「開設授業科目数・単位数」欄には当該年度に開講されていない隔年開講の授業科目も含めてください。
2. 当機構の定める法科大学院認証評価基準上の科目区分で記入してください。
3. 「開設授業科目数・単位数」欄には授業科目数を記入し、括弧内に合計単位数を記入してください。
4. 法律基本科目において、公法系、民事系、刑事系の3つの科目に区分できない授業科目については、法律基本科目の欄に「その他」を設けて記入してください。また、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の4つの科目に区分できない授業科目については、展開・先端科目の次に新たに「その他」を設けて記入してください。
5. 「修了に必要な修得単位数」欄の単位数のうち「合計」欄に記載されるものは、修了要件単位数になります。

(2) 修了要件単位数に占める法律基本科目以外の単位数

区 分	法律基本科目の 単位数	法律基本科目 以外の単位数	修了要件 単位数	修了要件単位数に占める 法律基本科目以外の 単位数の率
単位数	54 ~ 62	32 ~ 40	94	0.340 ~ 0.425

- (注) 1. 「法律基本科目以外の単位数」欄については、修了要件単位数に占める法律基本科目以外の単位数を記入してください。選択によって幅が生じる場合は、最大のもの及び最小のものを「~」でつないで記入してください。
2. 「修了要件単位数に占める法律基本科目以外の単位数の率」欄には、修了要件単位数に占める法律基本科目以外の単位数を修了要件単位数で割った値を記入してください。選択によって幅が生じる場合は、最大のもの及び最小のものを「~」でつないで記入してください。なお、端数については、小数点第4位を切り捨ててください。(例：修了要件に占める法律基本科目以外の単位数が33単位、修了要件単位数が93単位の場合には、 $33 \div 93 = 0.35483 \dots \div \llbracket 0.354 \rrbracket$  となります。)

(3) 履修登録単位数の上限

学 年	1 年次	2 年次	3 年次 (最終年次)	備 考
単位数	36	36	38	1つの学期22単位

## 6. 成績評価及び課程の修了

### (1) 成績評価の基準

成績評価を100点満点法で行う場合は、60点以上を合格、59点以下を不合格とし、次のように表示する。

AA：100～90点、 A：89～80点、 B：79～70点、 C：69～60点、 F：59点以下

成績評価を合否判定法で行う場合は、60点以上を合格、59点以下を不合格とし、次のように表示する。

合格：100～60点、 不合格：59点以下

成績評価においては、絶対評価を基本とするが教員の判断により相対評価を用いることができる。そこで、全科目についてシラバスにおいて成績評価の方法（絶対評価か相対評価か）及び考慮要素等を明示することとなっている。

(注) 成績のランク分け、各ランクの分布の在り方についての方針の設定、成績評価における考慮要素などについて簡潔に記入してください。

### (2) 成績評価の基準にしたがった成績評価及び修了認定の厳格性を確保するための措置

当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われることを確保するための措置として、成績に関する疑義申立制度及びFD会議等を通して教員間での成績分布データの共有が図られている。

成績評価の結果については、成績分布データ、採点基準などの必要な関連情報とともに学生に告知されている。

(注) 成績評価の基準にしたがった成績評価が行われることを確保するための措置（例：成績評価についての説明を希望する学生への説明機会の設定、筆記試験採点の際の匿名性の確保、科目間や担当者間での採点分布に関するデータの共有など）及び修了認定の厳格性を確保するための措置（進級制、修了試験、GPA等）について簡潔に記入してください。

## 7. 学費及び奨学金等の学生支援制度

### (1) 学費

区 分	金 額	備 考
入学料	342,000 円	大阪市住民及びその子 <sup>※</sup> は 222,000 円 <sup>※</sup> 「大阪市住民及びその子」とは、入学者本人又は入学者本人と同一戸籍にある父母のいずれかが、入学前年の4月1日以前から引き続き大阪市内に住所を有するものをいい、「入学料納付区分認定」の手続を行う必要があります。日本国籍を有しない方も同一の要件です。 入学料減免制度（家庭の経済状況に基づく）
授業料 （年間）	804,000 円	授業料減免制度 [成績に基づく減免：特待生全額免除、特待生半額免除 家庭の経済状況に基づく減免・分納：半額免除、分納] <sup>※</sup> 特待生については半期ごとに対象学生を選考、その他は年度ごとに対象学生を選考

(注) 「備考」欄には、免除（全額、半額、その他）、支払い猶予の措置の内容を記入してください。

### (2) 奨学金等

名 称	金額／年・月	利子の有無	募集人数	受給者数
日本学生支援機構 第一種奨学金	50,000／月 88,000／月 (貸与)	無	26名	63名



名 称	金額／年・月	利子の有無	募集人数	受給者数
日本学生支援機構 第二種奨学金	50,000／月 80,000／月 100,000／月 130,000／月 150,000／月 190,000／月 220,000／月 (貸与)	有	61名	20名
小野奨学会	60,000／月 (給与)		2名	2名
千賀法曹育英会	100,000／月 (給与・貸与)	無	1名	1名
大阪市立大学奨学金	7,500／月 (給与)		55名 (大学全体の募集人数)	1名

※日本学生支援機構奨学金受給者については、年度途中辞退者、休止・停止中の者を含む。

(注) 1. 奨学金ごとに欄を区切って記入してください。

2. 「名称」欄には、奨学金名、給付金名等を記入してください。

3. 「金額／年・月」欄には、年または月当たりの支給金額又は貸与金額を記入してください。なお、括弧内に当該金額の貸与、給付の別を記入してください。

4. 「受給者数」欄には、年次報告書提出の前年度の実績を記入してください。

## 8. 修了者の進路及び活動状況

修了年度	修了者数	司法試験 出願者数	備 考
平成 23 年度	51	47	

(注) 1. 年次報告書提出前年度の修了者に係る人数について、年次報告書提出年度の5月1日現在で把握している数を記入してください。

2. 「司法試験出願者数」欄については、当該修了年度の修了生のうち、新司法試験に出願した者の数を記入してください。

3. 「備考」欄には、司法試験出願者以外に修了者の特徴的な進路（例：国家・地方公務員、企業法務関係等）等があれば、記入してください。